

〈ご協力のお願い〉

市では、焼却灰の放射能対策として、平成23年9月1日(木)からご家庭から出される「剪定枝・落葉及び草」の収集について、次のとおり変更しておりますので、市民の皆様のご協力をお願いします。(収集日を元の「燃やすごみ」の日に戻す際は、改めてお知らせします。)

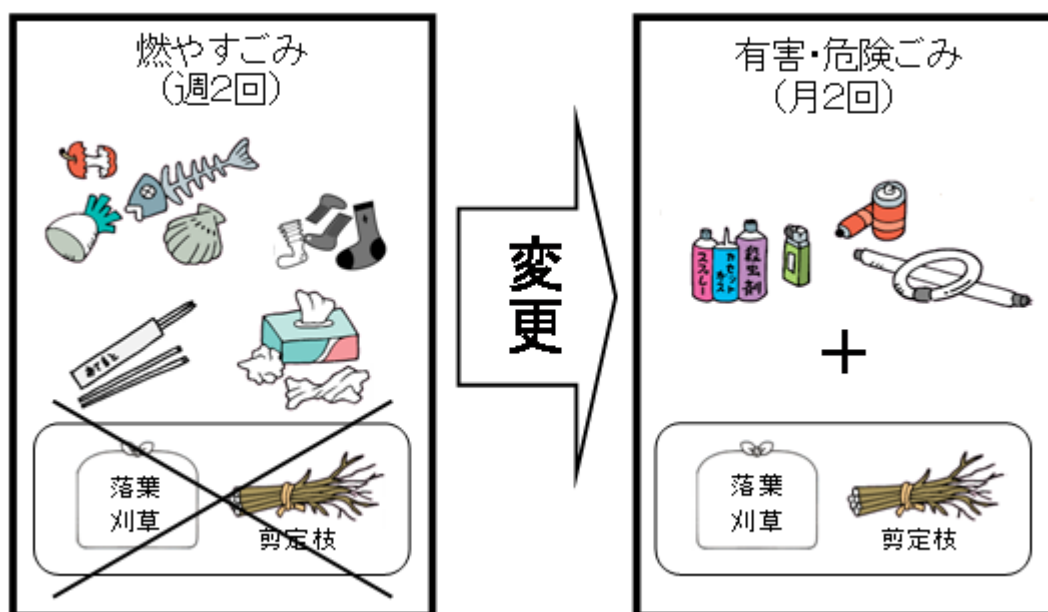
1 「剪定枝・落葉及び草」の収集日

収集日については、「有害・危険ごみ」の日(月2回)に出してください。

「有害・危険ごみ」の収集とは別の車両で収集します。

2 「剪定枝・落葉及び草」の出し方

- (1)剪定枝は、長さ50cm未満、太さ10cm以下のものをひとかかえ程度に紐で束ねて、1回の排出量は3束までを目安にしてください。
- (2)落葉及び草は、中身が確認できる透明性を有するビニール袋などに入れて出してください。
- (3)集積所では、他のごみ(有害・危険ごみ)と区別して出してください。



【問い合わせ先】クリーン推進課 (7157-7411)